

要 理 由

重点要望項目

◎人生100年時代を迎え、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、持続可能な社会保障制度の確立と国民生活の安定に資するために、国民の自助・自立のための環境を整備する観点から、生命保険料控除制度を拡充すること

—所得税法上および地方税法上の介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を少なくとも5万円および3.5万円とすること、一般生命保険料控除については扶養している子どもがいる場合、6万円および4.2万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を少なくとも14万円（扶養している子どもがいる場合、16万円）とすること

生命保険は、公的保障とともに国民の生活保障を支える私的保障の中核的役割を担っています。この私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度として、生命保険料控除制度があります（図表1）。

生命保険料控除制度は、公的保障を補完する私的保障の役割が重要性を増す中、遺族保障・介護医療保障・老後保障といった、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する制度です。遺族保障については、残された遺族の将来の生活費や将来の子どもの教育費用のために必要な金額を確保するために重要な保障であり、加えて、人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などへの自助による備えが一層重要になっています。生命保険料控除制度の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても将来に向けた保障や資産形成への備えを継続し、また各種リスクに対する備えの充実を行うための一助となることから、国民生活の安定・持続可能な社会保障制度への貢献を通じて、安心社会の実現に資するものと考えます。国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、生命保険料控除制度が恒久的に継続されることは不可欠であり、国民の自助・自立のための環境整備等の観点から、生命保険料控除制度が拡充されることを要望します。

1. 国民生活の安定や経済の活性化に資する生命保険の役割

国民生活には、「死亡」「介護」「病気・ケガ」「老後の資金不足」といったリスクが存在します。生命保険は、加入者間の「相互扶助」の原理により、これらのリスクに対する保障を提供することで、国民生活の安定に寄与しています。

また、将来不安の軽減に伴う個人消費の増加、保険契約者からお預かりした保険料が国債・株式・不動産等へ投資されること等を通じて、経済全体の資金循環を促進し経済を活性化することに加え、国家財政の円滑な運営にも寄与しています（図表2、図表3）。

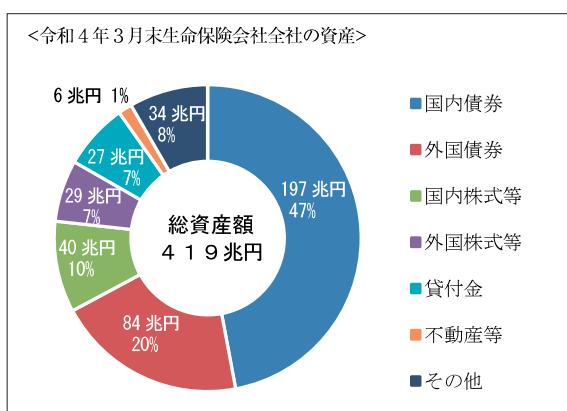
経済・社会構造の変化や生活保障ニーズの多様化に伴い、過去から生命保険のカバーする領域は広がってきています。人生100年時代を迎える少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、生命保険の果たす役割は、今後、ますます増していくものと考えられます。

(図表1) 現行の生命保険料控除制度

現行制度の控除限度額		
合計控除額	平成24年1月からの契約 所得税12万円 地方税7万円	
一般生命保険	介護医療保険	個人年金保険
所得税 4万円	4万円	4万円
地方税 2.8万円	2.8万円	2.8万円
遺族保障	介護保障 医療保障	老後保障

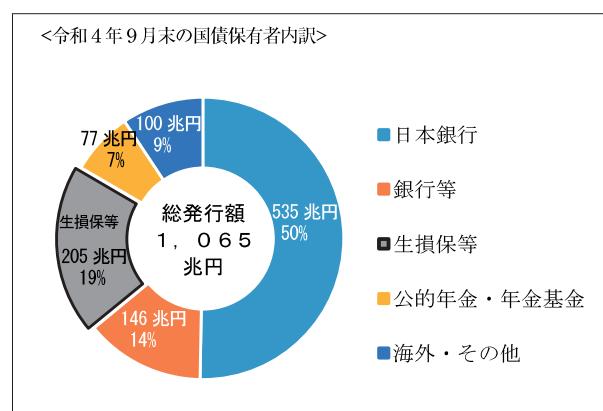
※ 平成23年12月までの契約の現行制度の控除限度額は生命保険料控除が所得税5万円、地方税3.5万円、個人年金保険料控除が所得税5万円、地方税3.5万円となっている

(図表2) 生命保険会社の資産の投資先



(令和4年3月末生命保険事業概況)

(図表3) 国債の保有者別内訳



(財務省HP 国債等の保有者別内訳（令和4年9月末速報）)

2. 社会保障制度改革における自助努力の重要性と自助努力支援の必要性

近年、我が国では人口減少と少子高齢化が同時進行しています。医療・介護・年金等の社会保障給付費は現在年間およそ130兆円であり、この25年で約2倍に増大しています。今後も、高齢化の進展を受けて、特に医療・介護分野における更なる給付の増加が見込まれており、2040年には社会保障給付費が約190兆円程度に達すると推計されています（図表4）。

また、人口減少とともに高齢化が進むことで、現役世代（15～64歳）の人口全体に占める割合が減少しています。現在は国民の4人に1人が高齢者（65歳以上）ですが、2070年には国民の4割が高齢者となります。それに対し、現役世代の割合は現在の6割から2070年には5割に低下すると推計されており、高齢者1人を1.3人の現役世代が支える社会の到来が見込まれています（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」）。これにより、社会保障給付費に充当される国的一般歳出の増大が懸念されます。

このような現状を踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築に向けた、国民負担や社会保障給付のあり方の見直しが喫緊の課題とされています。

平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法においては、社会保障制度改革の基本的な考え方として「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」、そして「社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること」と規定されました。また、令和2年12月に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」においては、我が国は人生100年時代を迎えているとの認識のもと、社会保障制度を持続させるために、「高齢者」や「現役世代」についての画一的な捉え方を見直し、年齢ではなく負担能力に応じた負担を求めて全ての世代が公平に支え合う「全世代型社会保障」への改革を進めていくことが打ち出されました。

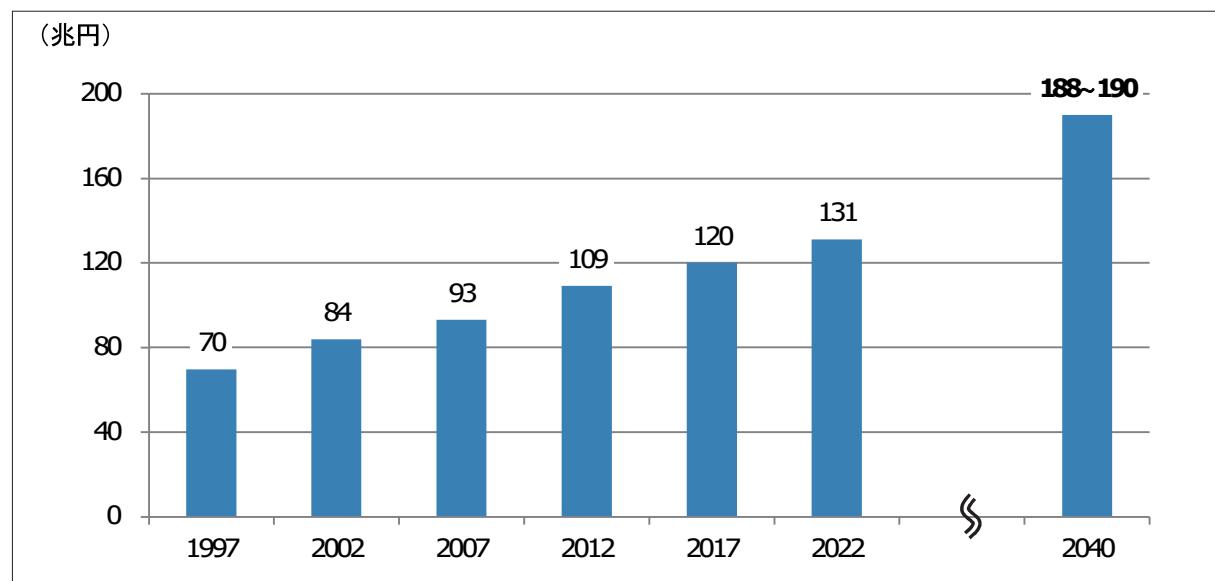
社会保障制度改革を考える上では、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化、国・地方財政等の状況を踏まえると、「公私二本柱の生活保障」という理念のもと、公的保障・私的保障のそれぞれが、各役割を果たし、補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制（図表5）を構築することが重要となります。少子高齢化に伴う社会保障給付費の増加、多様化する国民の生活保障ニーズ、負担能力に応じた負担への移行等、社会保障制度を取り巻く状況から、加入者間の「相互扶助」の原理により保障を提供する生命保険に期待される「私的保障の支え手」としての役割は、社会保障制度改革を通じて、今後ますます大きくなっていくことになります。

そして、生命保険を通じて国民一人ひとりの自助努力を支援・促進する生命保険料控除制度は、これまで以上に大きな役割を担うものであり、国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、恒久的に継続されることが不可欠です。ま

た、国民一人ひとりが必要な私的保障の準備を自ら行うことを促すための環境整備等の観点から、自助努力を支援する生命保険料控除制度を拡充していくことが必要です。

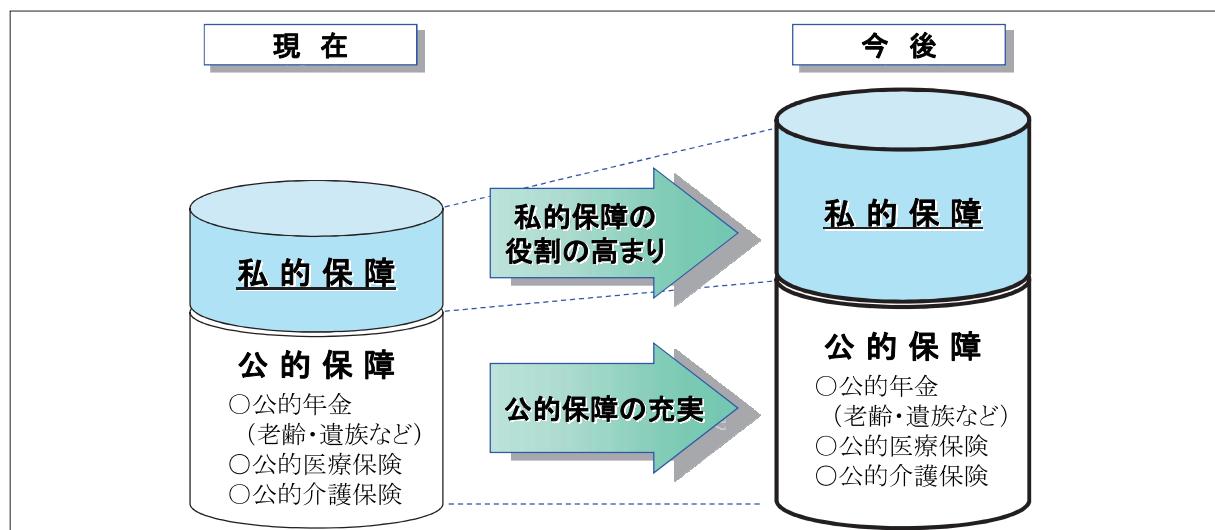
さらに、自助努力の喚起によって、国民自らがリスクを管理する意識を醸成することは社会保障制度改革に資することとなります。平成25年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」においては、「個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めることとされています。生命保険料控除制度の拡充は、社会保障制度改革において我が国が行おうとしている自助努力の喚起を推し進めることにもなります。

(図表4)社会保障給付費の推移



(国立社会保障・人口問題研究所「令和2年度 社会保障費用統計」、2022年度：厚生労働省推計値（予算ベース）、
2040年度：経済財政諮問会議「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）（平成30年5月）」における将来推計値)

(図表5)公私二本柱の生活保障



(参考1)社会保障制度改革推進法（抜粋）

（基本的な考え方）

第2条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時にを行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。

（平成24年8月10日成立）

(参考2)持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（抜粋）

（自助・自立のための環境整備等）

第2条 政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進するとともに、個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入その他の高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわりなく働くことができ、持てる力を最大限に發揮して生きることができる環境の整備等（次項において「自助・自立のための環境整備等」という。）に努めるものとする。

- 2 政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図るものとする。

（平成25年12月5日成立）

3. 多様化する生活保障ニーズに対応した自助努力支援制度の必要性

国民一人ひとりにとって必要な保障の種類、保障額は異なり、年齢や家族構成の変化などに伴って、生活保障ニーズも変化していきます。そのため、国民生活の安定に向けては、国民一人ひとりが、自身や家族にとって保障分野ごとに必要な保障を準備し、見直していくことが重要です。

例えば、日ごろの生活や将来に向けて不安に感じていることとしては、「自分の介護が必要となること」「年をとって体の自由がきかなくなり、病気がちになること」は男性・女性の50代以降で高く、「自分の不慮の死により家族の者に負担をかけること」は男性・女性の30代～50代で高くなっています。また、

「老後の生活が経済的に苦しくなること」は、男性の50代、女性の40代～50代で高くなっています。このように年齢や性別によって不安と感じることには差異があり、ライフステージの変化によって必要とする保障も変化していきます

(図表6)。こうした国民の多様な生活保障ニーズを踏まえ、平成24年1月より、それまでの生命保険料控除・個人年金保険料控除に介護医療保険料控除を加えた、新たな生命保険料控除制度の適用が開始されています。

そして人生100年時代を迎えた今、平均寿命の伸長と働き方・ライフスタイルの多様化により、国民を取り巻く環境は、年齢や性別といった画一的な枠を超えて多様化しています。これに伴い、生活保障ニーズの多様化も一段と進展しています。生命保険はこうしたニーズに応えるため、進化を続けています。例えば、認知症に備える保険、精神疾患を含めた心身不調による長期療養に備える就業不能保険、日々の生活における健康維持・増進を後押しする保険などはその一例です。最近では、こうした保障に加え、認知症の理解および予防・共生や日々の健康増進・疾病予防を支援する情報提供、アプリ等を利用した生活習慣改善サポート、介護の相談・介護施設の紹介等の様々なサービスも合わせて、トータルで安心を提供しています。

現在、個人保険・個人年金保険にかかる保険金・給付金・年金は、合計で年間約12兆円(令和3年度)が支払われ、各分野で公的保障を補完しています(図表7)。

平成23年に発生した東日本大震災においては、生命保険が果たすべき社会的使命、特に遺族の生活保障や生活再建における死亡保険金の重要性が国民全体に強く再認識されました。また、今後更なる少子高齢化の進展が見込まれる中、国民にとって老後の生活資金の確保は喫緊の課題となっており、個人年金保険等を活用した老後への備えの重要性は一層高まっています。

これらが全体として国民一人ひとりのニーズに沿った生活保障として機能し、国民が安定した生活を送るために各分野において一層、国民の自助努力を促していく必要があります。

(図表6)生活上の不安項目

	自分自身に関する不安					(複数回答、単位:%)
	自分が病気や事故に あうこと	自分の介護が必要と なること	老後の生活が経済的に 苦しくなること	年をとって体の自由が きかなくなり、病気がち になること	自分の不慮の死により 家族の者に負担をかけ ること	
男性	56.1	40.1	33.5	40.6	32.1	
20歳代	48.9 ▲	20.0 ▲	27.7 ▲	25.5 ▲	24.3 ▲	
30歳代	58.5	32.7 ▲	33.5	32.4 ▲	38.2	
40歳代	60.8	34.9 ▲	37.1	38.1	41.1	
50歳代	57.5	48.3	46.9	48.3	39.1	
60歳代	55.7	49.3	34.1	47.6	28.2	
70歳代	53.7	46.3	23.9 ▲	43.8	24.4 ▲	
女性	58.7	46.9	42.3	45.9	31.7	
20歳代	52.9	22.4 ▲	37.1	24.3 ▲	24.8 ▲	
30歳代	61.5	35.5 ▲	44.3	38.0 ▲	36.3	
40歳代	65.2	43.8	50.9	45.7	39.5	
50歳代	62.2	53.9	49.6	52.2	36.8	
60歳代	57.2	57.0	42.8	53.1	29.9	
70歳代	51.6 ▲	53.1	29.3 ▲	48.7	21.8 ▲	

(印) 印 : 全体に比べて統計的に有意に高いと認められる結果
 ▲ 印 : 全体に比べて統計的に有意に低いと認められる結果
 □ 印 : 男性と女性の割合を比較した上で、統計的に有意に高いと認められる結果

(生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」)

(図表7)生命保険による公的保障の補完

公的保障		給付事由	生命保険での補完
公的年金	老齢年金	老後	個人年金
	遺族年金	死亡	死亡保障
	障害年金	病気やケガで障害が残ったとき	就労不能・介護保障
公的医療保険		病気やケガで治療を受けたとき	医療保障
公的介護保険		所定の介護状態になったとき	就労不能・介護保障

生活保障に対する国民の意識のうち、遺族保障について、特に重要な子どもの扶養をしている国民においては、遺族の生活資金の備え等として平均2,289万円の死亡保険金が必要と考える一方、実際に加入している死亡保険金額は平均1,348万円であり、必要と考える死亡保険金額に比べて大きく不足している状況となっています（生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」データに基づき、大学生以下の扶養をしている対象について生命保険協会集計）。

必要保障額は、主に配偶者や子ども、老齢の親など遺族の将来の生活費や、将来的子どもの教育費用のために必要な金額であり、死亡リスクへの備えの不足は、残された遺族の生活の困窮、希望する子どもの教育機会の損失を招く懸念があります。

子どもの教育機会の損失が起きると、将来の収入の減少につながり、次の世代の婚姻率の減少や、経済的な要因により希望する人数の子どもをもうけられないことにより、さらなる少子化の進展の連鎖や、日本経済の低迷などを招くこととなるため、これを回避するべく保障額の充足を図るために、より一層の支援が必要と考えられます。一般生命保険料控除の拡充により、これを支援することで、政府が掲げるこどもまんなか社会の実現にも寄与できるものと考えます。

病気やケガの治療に要する費用には公的医療保険によるサポートがありますが、自己負担分は多くの年代で上昇傾向にあることから、自助努力による病気等のリスクへの備えの重要性は増しています（図表8）。また、所定の介護状態になった場合、介護サービスの利用に要する費用には公的介護保険によるサポートがありますが、一方で、自己負担分があるため介護サービスの利用料を捻出できずに介護離職される方もいらっしゃると考えられます（図表9）。民間の介護保険給付をこれらの費用補填に充てることで、施設やサービスの利用により仕事と介護を両立しやすくなり、ひいては介護離職の防止にも貢献できるものと考えています。

また、人生100年時代を迎え、早い時期から少しづつでも自助努力による老後の資産形成をおこなうことが重要となっています。資産形成については、個人年金、NISA、iDeCo等、様々なものがあり、それぞれの特長に応じて活用することが肝要と考えますが、個人年金は老後の安全資産を確保する上で活用でき、残余分を安心して投資に回していただくといった点で大きく貢献できるものと認識しています。加えて、病気・ケガ・死亡といったリスクに備えておくことで、生活が安定し、長期間にわたる継続的な資産形成が可能になると考えています。このような観点からも、生命保険は貢献できるものと考えています。

加えて、生命保険文化センターの「令和4年度 生活保障に関する調査」によれば、遺族・医療・介護・老後の全てにおいて約4～8割の人が「公的保障のみでまかなえるとは思わない」と考えていることに加え、私的準備に公的保障および企業保障を合わせた経済的準備に対しても、約5～7割の人が「充足感がない」と考えており（図表10・図表11）、私的保障のより一層の充実が必要とされています。

一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、かつ平均加入金額も低下傾向にあり、国民全体の私的保障の準備不足が懸念されます（図表12・図表13）。

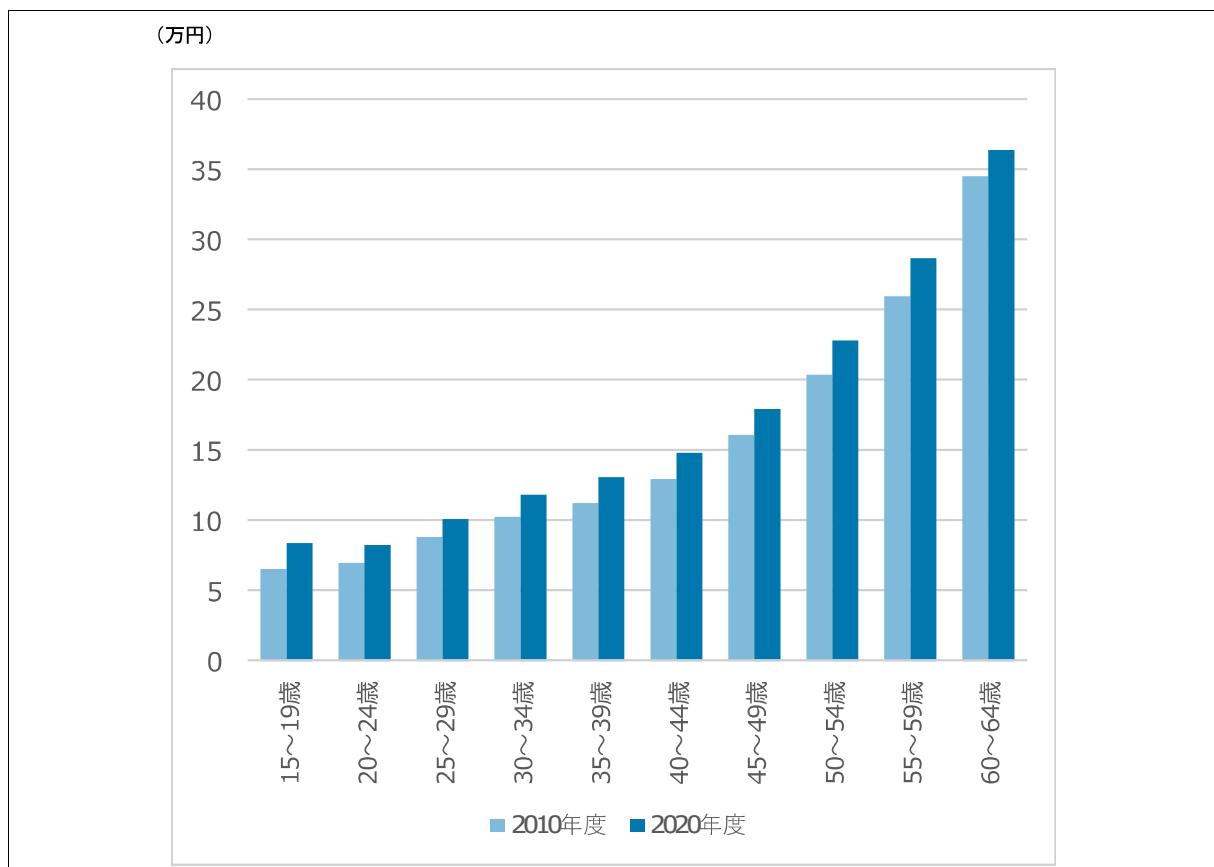
持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律には、「個人人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めると規定されています。生命保険は公的保障の補完として、国民一人ひとりのニーズに沿った多様なサービスを提供する最適な手段と考えられます。

遺族保障、介護医療保障、老後保障という3つの生活保障すべてについて、今後も公的保障（社会保険）と私的保障（生命保険）が補完し合い、将来の生活不安を取り除く体制を継続・強化することが重要です。

「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、公的保障を基盤とし、個々の重視するニーズに応じて私的保障を選択的に準備することで、多様な生活保障ニーズを充足することができます。

また、生命保険料控除制度の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても将来に向けた保障や資産形成への備えを継続し、また各種リスクに対する備えの充実を行うための一助となることから、国民生活の安定・持続可能な社会保障制度への貢献を通じて、安心社会の実現に資するものと考えます。国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、生命保険料控除制度が恒久的に継続されることは不可欠であり、国民の自助・自立のための環境整備等の観点から、生命保険料控除制度が拡充されることを要望します。

(図表8)1人当たりの医療費自己負担額



(厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」)

(図表9)介護を機に離職した理由

	男性	女性
仕事と「手助・介護」の両立が難しい職場だったため	62.1 %	62.7 %
自分の心身の健康状態が悪化したため	25.3 %	32.8 %
自身の希望として「手助・介護」に専念したかったため	20.2 %	22.8 %
施設へ入所できず「手助・介護」の負担が増えたため	16.6 %	8.5 %
自分自身で「手助・介護」するとサービスなどの利用料を軽減できるため	11.0 %	8.1 %
「手助・介護」を機に辞めたが、理由は「手助・介護」に直接関係ない	9.9 %	9.8 %
家族や親族からの理解・協力が十分に得られなかった又は家族や親族が「手助・介護」に専念することを希望したため	9.7 %	13.2 %
在宅介護サービスを利用できず「手助・介護」の負担が増えたため	9.1 %	5.5 %
要介護者が「手助・介護」に専念することを希望したため	5.9 %	8.3 %
その他	4.6 %	5.3 %

(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
「仕事と介護の両立に関する労働者アンケート調査」(平成24年度厚生労働省委託調査))

(図表10)公的保障に対する考え方

必要な費用について「公的保障のみでまかなえるとは思わない」とした人の割合	
遺族保障	64.6 %
医療保障	43.4 %
介護保障	77.6 %
老後保障	73.9 %

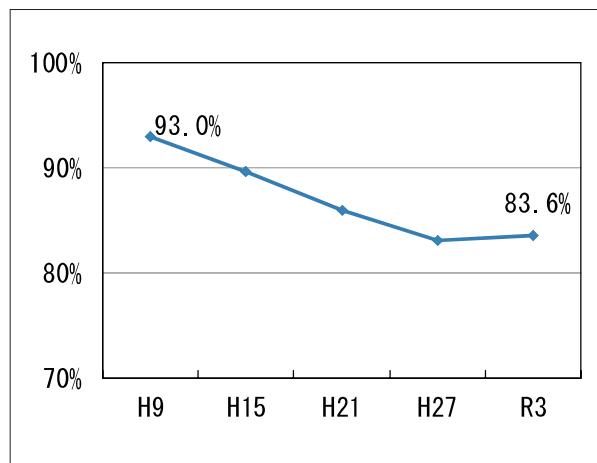
(生命保険文化センター
「令和4年度 生活保障に関する調査」)

(図表11)経済的準備に対する充足感

私的準備に公的保障・企業保障を合わせた経済的準備に対する充足感で「充足感なし」とした人の割合	
遺族保障	52.5 %
医療保障	45.8 %
介護保障	70.0 %
老後保障	65.5 %

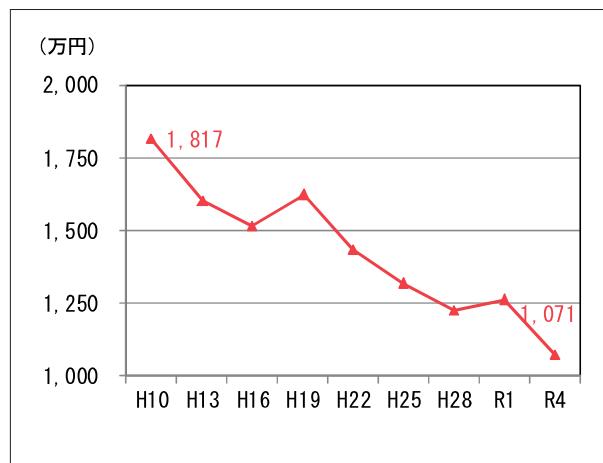
(生命保険文化センター
「令和4年度 生活保障に関する調査」)

(図表12)生命保険の世帯加入率の推移



(生命保険文化センター
「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」)

(図表13)生命保険の平均加入額



(生命保険文化センター
「令和4年度 生活保障に関する調査」)

4. 必要となる所得控除限度額の水準

生命保険料控除制度は平成24年に改組され、所得控除限度額は一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除各4万円、全体の所得控除限度額は、12万円となっています。

平成24年の改組以前は、生命保険料控除額（新制度の一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計に相当）は昭和49年以降5万円、個人年金保険料控除額は平成2年に5万円とされてきました。昭和49年から令和4年までの間に消費者物価指数は約2倍となっています（図表14）。現在、政府はデフレからの脱却を図っており、それに呼応して日本銀行は、物価安定目標として消費者物価の前年比上昇率2%の目標を掲げているところであり、制度の推移と物価水準の均衡の観点から見た場合において、その拡充の必要性が高まっています。

具体的な水準としては、まず、一般生命保険料控除について、前述のとおり、遺族保障の充足の必要性の大きい、子どもを扶養している国民は、平均2,289万円の死亡保険金が遺族の生活資金の備え等として必要と考えていますが、実際に加入している死亡保険金額は平均1,348万円であり、必要と考える死亡保険金額は実際に加入している死亡保険金額の約1.5倍強と大きく乖離しています。そのため、一般生命保険料控除の現行の限度額4万円に加えて、子どもを扶養している対象層に対して、2万円の加算を行うことを要望します。

また、介護医療保険料控除については、平成24年に創設され、介護医療保障への備えの普及に貢献していますが、現状、利用率および1人あたり控除額が増加傾向にあり（図表15）、特に1人あたり控除額は上限値である4万円に近付いています。将来、介護医療保障にかかる負担は増加していくことが見込まれることから、より一層の国民の介護医療保障の充実のため、現行の4万円から1万円加算を行うことを要望します。

最後に、個人年金保険料控除については、人生100年時代を迎え、より一層の充実を図る必要がある中、現行の4万円から1万円を加算し、少なくとも平成23年12月以前の控除金額である5万円の水準とすることで国民の老後保障のより一層の充実を図ることを要望します。個人年金については、定額型の場合、年金額が確定していることから計画的な資産形成に寄与するとともに、相互扶助の原理により長生きに伴う生活資金の不足に備えることができるという特徴があることから、老後に備える資産形成手段の選択肢のうち、NISAやiDeCoとともに重要な役割を担っています。

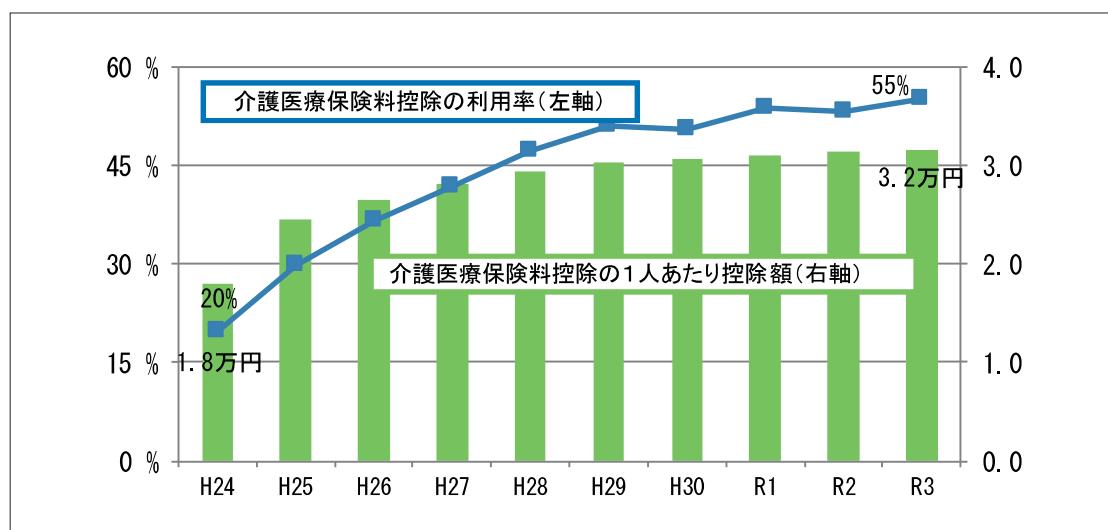
上記を踏まえ、制度全体の所得控除限度額については、各々の枠の拡充後の合計に基づき、扶養している子どもがいる場合には少なくとも16万円、それ以外の場合には少なくとも14万円とすることを要望します。

(図表14)生命保険料控除制度の所得控除水準と消費者物価指数との比較

	昭和49年	…	平成2年	…	平成24年	…	令和4年
一般生命保険料控除 + 介護医療保険料控除	5万円	…	5万円	…	一般生命保険料控除 4万円 + 介護医療保険料控除 4万円		
個人年金保険料控除	—	…	5万円	…	4万円		
消費者物価指数	47.5	…	89.6	…	94.5	…	102.3

※総務省統計局ホームページより。令和2年を100とした時の指数。

(図表15)介護医療保険料控除の利用率・1人あたり控除額



(国税庁「民間給与実態統計調査」、「申告所得税標本調査」)

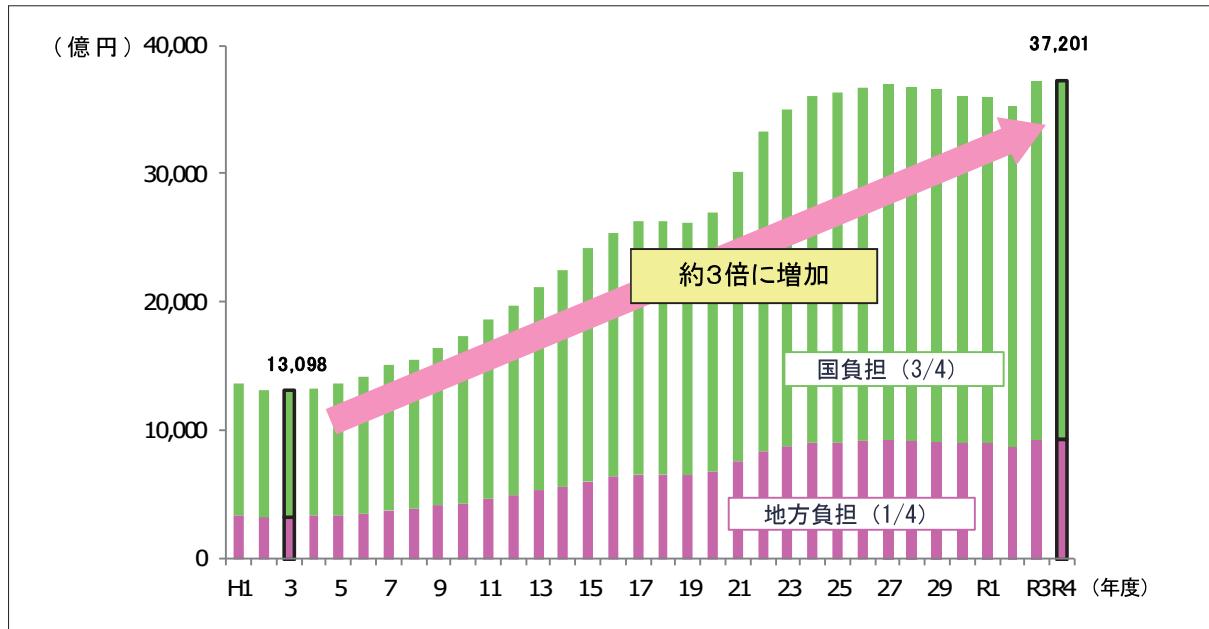
5. 国・地方両面からの自助努力支援の必要性

生命保険料控除制度は、国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、地域住民の私的保障充実を支援・促進する制度としての役割を担っています。

今後、少子高齢化の急速な進展により社会保障に係る負担の増大や給付の見直しが見込まれる中、国だけではなく、地方にとっても、公的保障を補完する私的保障の役割がますます重要となります。また、国と同様に地方財政においても、社会保障給付費の増大は財政悪化の要因となっていますが、例えば、平成3年度以降増加傾向にあり、当時に比べ約3倍の水準にある生活保護費（図表16）の受給開始の主な理由には、貯蓄等の減少・喪失とともに働いていた者の死亡・傷病・介護があり（図表17）、健康な間にそれらの備えを十分に行うことができていれば生活保護の受給を回避できた方もいると思われます。「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、地方の福祉サービスと私的保障が補完し合って地域住民の生活保障を支える体制を構築するため、また、地方財政の健全化のためには、国税（所得税）と同様に地方税（個人住民税）においても、様々な私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度である生命保険料控除制度は不可欠です。

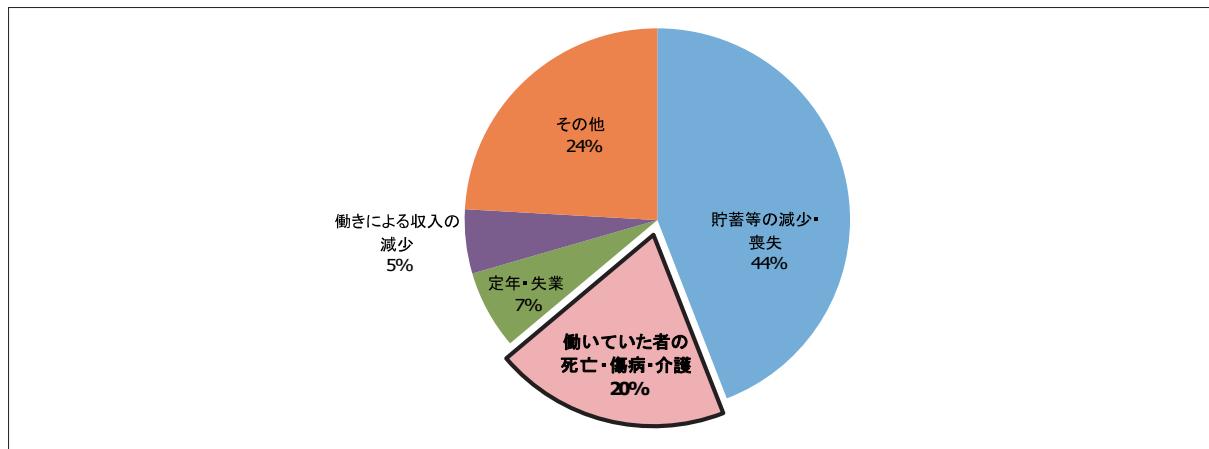
そのため、上述のとおり国税（所得税）について拡充を要望していますが、地方税（個人住民税）についても所得控除限度額の内訳について現行の各枠2. 8万円から、介護医療・個人年金の各保険料控除については少なくとも3. 5万円とすること、一般生命保険料控除については扶養している子どもがいる場合、4. 2万円とすることを要望します（全体の所得控除限度額は7万円）。

(図表16)生活保護費の推移



(国立社会保障・人口問題研究所「生活保護」に関する公的統計データ一覧、厚生労働省公表資料)

(図表17)生活保護の開始理由（令和3年度）



(厚生労働省「令和3年度被保護者調査」)